JPX
JAPAN EXCHANGE GROUP

株式会社
日本取引所グループ
証券コード：8697

第23回 定時株主総会
招集ご通知

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/8697/

●株主の皆様に限定してご活用いただけるインターネットによるライブ配信を予定しております。
●株主総会のお土産のご用意はございません。

日 時
2024年6月19日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

場 所
東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議 案
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役15名選任の件

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
この度の令和６年能登半島地震により被災されました皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。
ここに、第23回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。
株主総会の議案及び2023年度の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2024年5月

取締役 兼 代表執行役グループCEO　山道裕己



目 次

第23回定時株主総会招集ご通知 4
議決権行使のご案内 6
ライブ配信のご案内 8
事前質問受付のご案内 10
株主総会参考書類 11
第１号議案　定款一部変更の件 11
第２号議案　取締役15名選任の件 13
事業報告 27
企業集団の現況に関する事項 27
株式に関する事項 36
会社役員に関する事項 39
剰余金の配当等の決定に関する方針 49
会社の支配に関する基本方針 49
計算書類 50
連結計算書類 50
計算書類 52
監査報告書 54

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しています。

企業理念

市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献

私達は、公共性及び信頼性の確保、利便性、効率性及び透明性の高い市場基盤の構築
並びに創造的かつ魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、
豊かな社会の実現に貢献します。
私達は、これらを通じて、投資者をはじめとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、
その結果として、利益がもたらされるものと考えます。

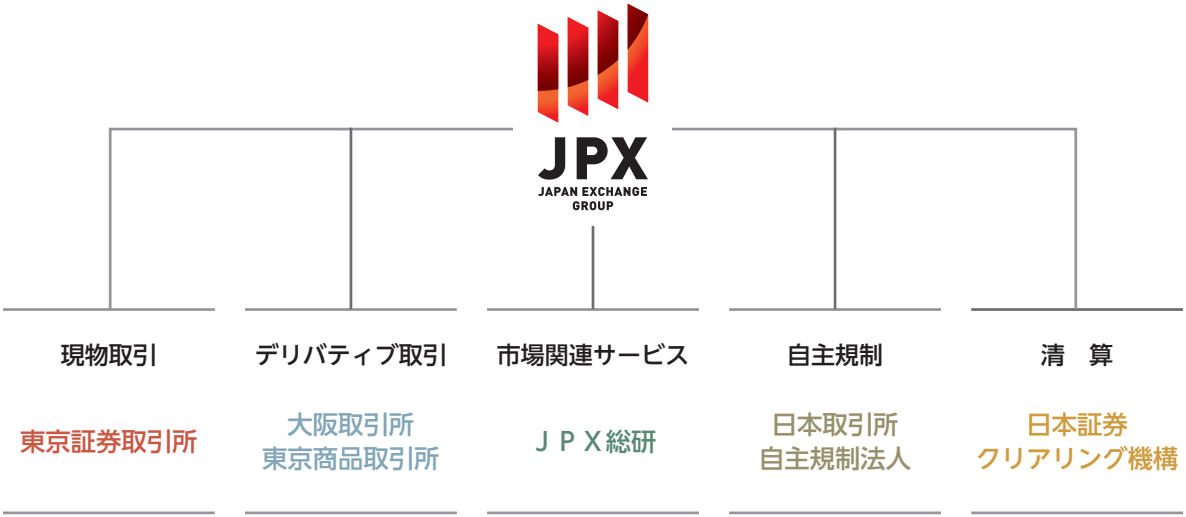

証券コード：8697
2024年5月28日
（電子提供措置の開始日：2024年5月22日）

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社 日本取引所グループ
取締役兼代表執行役グループCEO **山道　裕己**

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

◆当社ウェブサイト
https://www.jpx.co.jp/corporate/investor-relations/shareholders/meeting/index.html

◆東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

※当社名又は証券コードにて検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご確認のうえ、6ページ及び7ページの「議決権行使のご案内」に従いまして、**2024年6月18日（火曜日）午後4時45分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、本定時株主総会の模様をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主の皆様に向けてライブ配信を行います。詳細は、8ページ及び9ページの「ライブ配信のご案内」をご参照ください。また、本定時株主総会の報告事項及び決議事項に関する株主の皆様からのご質問を事前にお受けしています。詳細は、10ページの「事前質問受付のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

1.	**日　　時**	**2024年6月19日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）**
2.	**場　　所**	**東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目1番1号** **ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール** （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3.	**目的事項**	
	報告事項	1　第23期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2　第23期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第１号議案　定款一部変更の件 第２号議案　取締役15名選任の件

- 議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方で重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主様ではない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。ただし、お体の不自由な株主様の同伴の方（手話通訳含む）、盲導犬、聴導犬及び介助犬等はご入場いただけます。
- 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項を記載した書面を一律でお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、 以下の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。また、これらの事項は、監査委員会又は会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。

  事業報告
  　企業集団の現況に関する事項のうち「主要な事業内容」「主要な営業所」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
  　新株予約権等に関する事項
  　会社役員に関する事項のうち「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」「社外役員に関する事項」
  　会計監査人に関する事項
  　業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
  連結計算書類
  　連結持分変動計算書、連結計算書類の注記
  計算書類
  　株主資本等変動計算書、計算書類の注記
  ご参考　独立社外取締役の独立性判断基準

- **今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合や、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいてその旨、修正前及び修正後の事項をお知らせいたします。**

以　上

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（11ページ～26ページ）をご確認のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会への出席による議決権行使

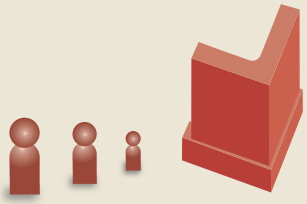

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。

書面による議決権行使

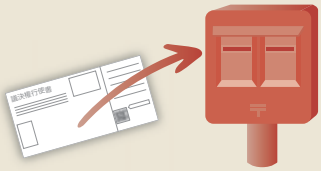

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2024年6月18日（火曜日）午後4時45分までに到着するようご返送ください。
詳しくは、下記をご覧ください。

インターネット等による議決権行使



当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、2024年6月18日（火曜日）午後4時45分までにご行使ください。
詳しくは、次ページをご覧ください。

書面による議決権行使

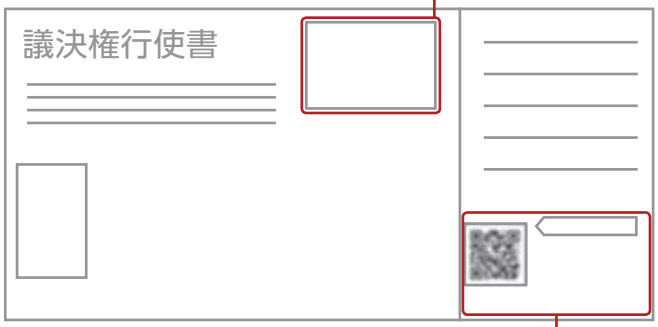

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案】
- 賛成の場合 ➡「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ➡「否」の欄に○印

【第2号議案】
- 全員賛成の場合 ➡「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ➡「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合
  ➡「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

【議決権の行使のお取り扱いについて】
議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネット等による議決権行使に必要となるQRコード、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

インターネット等による議決権行使

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

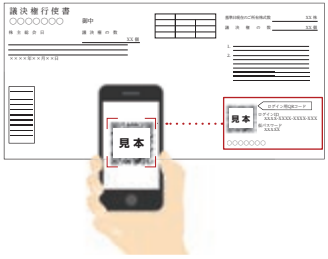

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ライブ配信のご案内

本定時株主総会の模様をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主の皆様に向けてライブ配信を行いますので、是非ご活用ください。

1.株主総会ライブ配信日時

2024年6月19日（水曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※当日の配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

2.株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

① スマートフォン又はパソコン等から、以下のウェブサイトにアクセスをお願いいたします。

https://engagement-portal.tr.mufg.jp/

② 表示された画面にログインID及びパスワードをご入力いただき、ログインしてください。

ログインID【計12桁】：3349＋株主番号　　※株主番号は、同封の議決権行使書に記載されています。

（例）株主番号12345678の場合⇒「ログインID」：3349 - 1234 - 5678

パスワード【計11桁】：2024年3月末時点の株主名簿ご登録住所の「郵便番号」+2024

（例）郵便番号123-4567の場合⇒「パスワード」：12345672024

<<株主様認証画面（ログイン画面）>>

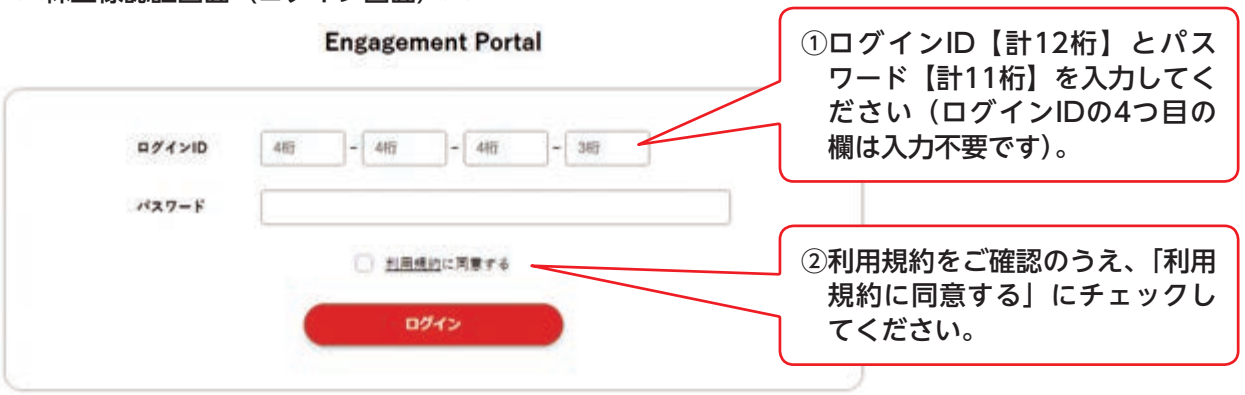

3.主な留意事項

- ライブ配信のご視聴は、会社法上の株主総会への出席には該当せず、本株主総会当日の決議にご参加いただくことはできません。事前に書面又はインターネット等により議決権を行使したうえでご視聴ください。
- 配信画面において、中継動画を視聴しながら当社へメッセージを送信することができますが、メッセージに対するご回答については、寄せられたメッセージを取りまとめたうえで、後日当社ウェブサイトにおいて公表させていただきます。
- ライブ配信のご視聴は、株主様本人のみに限定させていただいております。代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願いいたします。また、ライブ配信をご自身で撮影し、SNSで公開する等の二次利用も固くお断りいたします。
- ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合や、会場の議事進行とタイムラグが発生する場合が想定されます。万一通信障害が発生した場合、会社法上の出席ではない点に鑑み、復旧を待たずに議事を進行させていただく場合がございます。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ウェブサイト等においてお知らせいたします。
- 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下の通りです。Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降	iPadOS 14.0 以降	iOS 14.0 以降	Android 9.0 以降
ブラウザ ※各最新	Google Chrome、Microsoft Edge (Chromium)	Safari、Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

（上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

0120－676－808　（受付時間：午前9時～午後5時　土日祝日を除く、ただし株主総会当日は午前9時から株主総会終了時刻まで）　※通話料無料

事前質問受付のご案内

本定時株主総会の報告事項及び決議事項に関するご質問を株主の皆様からお受けしています。多くの株主様の関心が高いと思われるご質問については、株主総会当日にご回答する予定です。なお、全てのご質問に対してご回答をお約束するものではなく、本定時株主総会の趣旨に反するご質問についてはご回答いたしかねますので、ご了承ください。

1.ご質問方法

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

①ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。

②ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。なお、ご質問は250字内でお願いします。

③ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

2.受付期間

2024年5月28日（火曜日） 午前5時から2024年6月12日（水曜日） 午後4時45分まで

電子提供制度への当社対応について

会社法の改正に伴い、全ての上場会社に株主総会資料の電子提供制度が適用されました。本制度のもとでは、株主の皆様は会社からご案内するウェブサイトにアクセスいただき、インターネットを通じて株主総会資料をご覧いただくことが原則となり、従来どおり書面で株主総会資料をお受け取りいただくためには、書面交付請求のお手続が必要となります。

当社においては、同制度の普及・定着にはなお一定の時間を要すると判断し、本年も、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての株主様に一律で書面をお届けしておりますが、**来年以降は本株主総会と同内容の書面の送付は行わない予定です。**来年以降も同内容の書面のお受け取りを希望される株主様は、お取引の証券会社、又は以下の当社株主名簿管理人へ書面交付請求のお手続をお願いいたします。

電子提供制度専用ダイヤル

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部テレホンセンター

0120－696－505（受付時間：午前9時～午後5時　土日祝日を除く）　※通話料無料

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）場所の定めのない株主総会を可能とする変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第70号）の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となっております。

本変更は、自然災害等の大規模災害の発生や感染症の拡大等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときは、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。

また、本変更は、先述のとおり大規模災害の発生や感染症の拡大等の不測の事態が発生した場合に備えるものであり、当該事態が発生しない限りバーチャルオンリー株主総会を開催する予定はありません。

なお、当社によるバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、2024年３月28日付で経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

（２）株主総会の招集権者及び議長の要件及び決定方法の変更

株主総会を柔軟に運営することができるよう、現行定款第14条に定める株主総会の招集権者及び議長の要件及び決定方法を変更するものであります。

２．変更の内容
　変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（株主総会の招集） 第１２条　（略）	（株主総会の招集） 第１２条　（略）
（新設）	２　当会社は、天災地変の発生又は感染症拡大等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときは、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。
（株主総会の招集権者及び議長） 第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、執行役ＣＥＯを兼務する取締役が招集し、議長となる。	（株主総会の招集権者及び議長） 第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集する。
２　執行役ＣＥＯを兼務する取締役を欠くとき又は当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の執行役を兼務する取締役が株主総会を招集し、議長となる。	２　前項の取締役を欠くとき又は当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。
（新設）	３　株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役又は執行役が議長となる。
（新設）	４　前項の取締役若しくは執行役を欠くとき又は当該取締役若しくは執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。
（新設）	付　則 この改正規定は、令和６年６月１９日から施行する。

第２号議案　取締役15名選任の件

取締役全員（16名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役15名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。略歴等は14ページから22ページをご参照ください。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位及び担当		取締役候補者の専門性 企業経営	金融	会計・監査	法律・リスク管理	研究者・政府機関	テクノロジー
1	木下 康司（きのした やすし）	男性	取締役 取締役会議長	再任 独立役員 社外取締役候補者	●	●			●	
2	山道 裕己（やまじ ひろみ）	男性	取締役兼代表執行役 グループCEO 指名委員　報酬委員 リスクポリシー委員	再任	●	●				
3	岩永 守幸（いわなが もりゆき）	男性	取締役兼代表執行役 グループCOO	再任	●	●				
4	横山 隆介（よこやま りゅうすけ）	男性	取締役兼執行役（㈱大阪取引所経営管理統括）	再任	●	●				
5	宮原 幸一郎（みやはら こういちろう）	男性	取締役兼執行役（㈱ＪＰＸ総研経営管理統括）	再任	●	●				
6	小沼 泰之（こぬま やすゆき）	男性	取締役兼執行役（㈱日本証券クリアリング機構経営管理統括）	再任	●	●				
7	フィリップ・アヴリル	男性	－	新任 独立役員 社外取締役候補者	●	●				
8	遠藤 信博（えんどう のぶひろ）	男性	取締役 指名委員	再任 独立役員 社外取締役候補者	●					●
9	大田 弘子（おおた ひろこ）	女性	取締役 報酬委員 監査委員	再任 独立役員 社外取締役候補者		●			●	
10	釜 和明（かま かずあき）	男性	取締役 報酬委員	再任 独立役員 社外取締役候補者	●		●			
11	住田 清芽（すみだ さやか）	女性	－	新任 独立役員 社外取締役候補者			●			
12	竹野 康造（たけの やすぞう）	男性	取締役 指名委員 リスクポリシー委員	再任 独立役員 社外取締役候補者				●		
13	手代木 功（てしろぎ いさお）	男性	－	新任 独立役員 社外取締役候補者	●					
14	松本 光弘（まつもと みつひろ）	男性	取締役 監査委員 リスクポリシー委員	再任 独立役員 社外取締役候補者				●	●	
15	林 慧貞（りん けい）	女性	－	新任		●				

候補者番号 1

木下 康司（きのした やすし） (1957年3月28日生)



2023年度における出席状況

取締役会	9/9(100%)

再任　独立役員

社外取締役候補者

社外取締役在任期間	当社株式所有数	上場会社役員兼務数
1年	600株	0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	大蔵省（現財務省）入省
1994年 5月	欧州連合日本政府代表部
1997年 7月	大蔵省（現財務省）銀行局信用機構室長
1999年 7月	同省主計局主計官（運輸、郵政係担当）
1999年10月	内閣官房長官秘書官事務取扱
2001年 7月	財務省主計局主計官（総務課）
2004年 7月	同省大臣官房総合政策課長
2006年 7月	同省大臣官房文書課長
2007年 7月	同省主計局次長
2010年 7月	同省大臣官房総括審議官
2011年 8月	同省国際局長
2012年 8月	同省主計局長
2013年 6月	財務事務次官
2014年 7月	退官
2015年 6月	㈱日本政策投資銀行代表取締役副社長
2018年 6月	同社代表取締役会長
2023年 6月	当社社外取締役　取締役会議長（現任）

(担当) 取締役会議長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木下康司氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の企業経営及び行政機関における豊富な経験と財政・金融・経済全般にわたる高い見識を当社の経営に反映する役割を期待するため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

山道 裕己（やまじ ひろみ） (1955年3月8日生)



2023年度における出席状況

取締役会	11/11(100%)
指名委員会	6/6 100%)
報酬委員会	3/3(100%)

再任

取締役在任期間	当社株式所有数	上場会社役員兼務数
11年	72,720株	0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	野村證券㈱（現野村ホールディングス㈱）入社
1997年 6月	同社人事部長
1998年 6月	同社取締役インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当
2000年 6月	同社常務取締役グローバルインベストメントバンキング本部担当
2002年 4月	ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC（ロンドン）社長 ノムラ・ホールディング・アメリカInc.（ニューヨーク）会長
2007年 4月	野村證券㈱専務執行役インベストメント・バンキング部門兼企業金融本部担当
2013年 6月	当社取締役（現任） ㈱大阪証券取引所（現㈱大阪取引所）代表取締役社長
2015年11月	当社執行役
2019年10月	㈱東京商品取引所代表執行役
2019年12月	同社代表取締役会長兼取締役会議長
2020年 6月	当社代表執行役グループCo－COO
2020年12月	当社代表執行役グループCOO
2021年 4月	㈱東京証券取引所代表取締役社長
2023年 4月	当社代表執行役グループCEO（現任） ㈱東京証券取引所取締役（現任）

(担当) グループCEO(最高経営責任者)、指名委員、報酬委員、リスクポリシー委員

(重要な兼職の状況) ㈱東京証券取引所取締役

取締役候補者とした理由

山道裕己氏は、同氏の証券会社での業務を通じた証券市場に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、2013年6月に取締役に選任しました。その後、当社グループの中核子会社である㈱大阪取引所の代表取締役社長及び㈱東京商品取引所の代表取締役会長兼取締役会議長、㈱東京証券取引所の代表取締役社長を歴任し各社の経営を統括するとともに、代表執行役グループCOOを務めてきました。さらに、当社グループにおける経験や実績を踏まえ、CEOに求められる人材像に照らして最適の人材として、2023年4月からは取締役兼代表執行役グループCEOとして当社経営を担っております。同氏の当社グループにおける経験を踏まえ、当社取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

岩永 守幸（いわなが もりゆき）（1961年11月8日生）



2023年度における出席状況
取締役会 11/11(100%)

再任

取締役在任期間	当社株式所有数	上場会社役員兼務数
3年	56,135株	0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	東京証券取引所入所
2007年 6月	㈱東京証券取引所経営企画部長
2007年 8月	㈱東京証券取引所グループ経営企画部長
2008年 6月	同社執行役兼経営企画部長
2009年 6月	㈱東京証券取引所執行役員兼企画マーケティング部長 ㈱日本証券クリアリング機構取締役
2012年 6月	㈱東京証券取引所グループ執行役
2013年 1月	当社執行役
2013年 6月	当社常務執行役 ㈱東京証券取引所常務執行役員
2017年 4月	㈱東京証券取引所取締役常務執行役員
2018年 4月	同社取締役専務執行役員
2019年 4月	㈱日本証券クリアリング機構専務執行役員
2019年 6月	同社取締役
2020年 4月	同社副社長執行役員
2021年 4月	当社執行役 ㈱大阪取引所代表取締役社長 ㈱東京商品取引所代表取締役会長兼取締役会議長
2021年 6月	当社取締役（現任）
2023年 4月	当社代表執行役グループCOO（現任） ㈱東京証券取引所代表取締役社長（現任）

(担当) グループCOO(最高業務執行責任者)
(重要な兼職の状況) ㈱東京証券取引所代表取締役社長

取締役候補者とした理由

岩永守幸氏は、当社のCFO（最高財務責任者）、㈱東京証券取引所の株式担当役員及び㈱日本証券クリアリング機構副社長を歴任し、また、㈱大阪取引所代表取締役社長及び㈱東京商品取引所代表取締役会長兼取締役会議長として両社の経営を統括してきました。さらに、同氏は2023年4月より、㈱東京証券取引所の代表取締役社長として同社の経営を統括するとともに、取締役兼代表執行役グループCOOとして当社経営を担っております。同氏の当社グループにおける経験を踏まえ、当社取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

横山 隆介（よこやま りゅうすけ）（1963年5月6日生）



2023年度における出席状況
取締役会 9/9(100%)

再任

取締役在任期間	当社株式所有数	上場会社役員兼務数
1年	41,424株	0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	東京証券取引所入所
2009年 6月	㈱東京証券取引所ＩＴビジネス部長
2011年 4月	同社執行役員
2017年 4月	当社常務執行役 ㈱東京証券取引所常務執行役員 ㈱大阪取引所常務執行役員
2019年 4月	㈱東京証券取引所取締役
2022年 4月	当社専務執行役 ㈱東京証券取引所専務執行役員 ㈱大阪取引所専務執行役員 ㈱ＪＰＸ総研取締役専務執行役員
2023年 4月	当社執行役（現任） ㈱大阪取引所代表取締役社長（現任） ㈱東京商品取引所代表取締役会長（現任）
2023年 6月	当社取締役（現任）

(担当) ㈱大阪取引所経営管理統括
(重要な兼職の状況) ㈱大阪取引所代表取締役社長、㈱東京商品取引所代表取締役会長

取締役候補者とした理由

横山隆介氏は、2011年4月に㈱東京証券取引所の執行役員に就任以後、ITの企画、開発、運用業務に取り組みました。また、同氏は2017年4月より、CIOとして、利便性・安全性の高いシステムの構築、運用体制の整備、セキュリティの高度化を推進しました。さらに、同氏は2023年4月より、㈱大阪取引所代表取締役社長及び㈱東京商品取引所代表取締役会長として、両社の経営を統括しております。同氏の当社グループにおける経験を踏まえ、当社取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

宮原 幸一郎（みやはら こういちろう） （1957年３月10日生）



2023年度における出席状況

取締役会 9/9(100%)

再任

取締役在任期間	当社株式所有数	上場会社役員兼務数
6年6カ月	62,018株	0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	電源開発㈱入社
1988年 4月	東京証券取引所入所
2002年 6月	㈱東京証券取引所総務部長
2004年 6月	同社情報サービス部長
2005年 6月	㈱ＩＣＪ代表取締役社長
2005年12月	㈱東京証券取引所執行役員
2007年10月	東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）常任理事
2009年 6月	㈱東京証券取引所グループ常務執行役
2013年 1月	当社常務執行役 ㈱東京証券取引所常務執行役員
2014年 6月	当社専務執行役
2015年 6月	当社取締役 ㈱東京証券取引所代表取締役社長
2015年11月	当社取締役執行役
2020年 6月	当社取締役兼代表執行役グループＣｏ－ＣＯＯ
2020年11月	当社取締役兼代表執行役グループＣｏ－ＣＯＯ退任 ㈱東京証券取引所代表取締役社長退任
2021年 4月	㈱東証システムサービス代表取締役社長
2022年 4月	当社執行役（現任） ㈱ＪＰＸ総研代表取締役社長（現任）
2023年 6月	当社取締役（現任）

(担当) ㈱ＪＰＸ総研経営管理統括
(重要な兼職の状況) ㈱ＪＰＸ総研代表取締役社長

取締役候補者とした理由

宮原幸一郎氏は、2021年４月に当社グループの子会社である㈱東証システムサービスの代表取締役社長に就任して以降、グループ内のシステムの開発や運用を担ってきました。また、同氏は2022年4月より、指数・データ・デジタル事業を軸に当社グループの戦略的な事業展開の中心となる組織体として新たに設立した㈱ＪＰＸ総研の代表取締役社長として同社の経営を統括しています。同氏の当社グループにおける経験を踏まえ、当社取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

小沼 泰之（こぬま やすゆき） （1961年７月30日生）



2023年度における出席状況

取締役会 9/9(100%)

再任

取締役在任期間	当社株式所有数	上場会社役員兼務数
1年	42,259株	0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	東京証券取引所入所
2007年 6月	㈱東京証券取引所国際企画部長
2007年11月	同社上場部部長兼上場推進室長
2011年 4月	同社執行役員兼上場推進部長
2013年 6月	同社執行役員
2016年 4月	同社常務執行役員
2017年 4月	同社取締役
2020年 4月	同社専務執行役員
2023年 4月	当社執行役（現任） ㈱日本証券クリアリング機構代表取締役社長（現任）
2023年 6月	当社取締役（現任）

(担当) ㈱日本証券クリアリング機構経営管理統括
(重要な兼職の状況) ㈱日本証券クリアリング機構代表取締役社長

取締役候補者とした理由

小沼泰之氏は、2011年4月に㈱東京証券取引所の執行役員に就任以後、内外投資家からの日本株式への投資促進、IPOの活性化、ETF・J-REIT市場の活性化等の施策を推進してきました。また、同氏は2023年4月より、㈱日本証券クリアリング機構の代表取締役社長として同社の経営を統括しております。同氏の当社グループにおける経験を踏まえ、当社取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 **7**

フィリップ・アヴリル （1960年4月27日生）



新任　独立役員

社外取締役候補者

社外取締役在任期間	当社株式所有数	上場会社役員兼務数
―年	0株	0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 8月	インドスエズ銀行（現クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク）入社
1993年 5月	ドイツ銀行マネージングディレクター
1998年 1月	㈱第一勧業銀行（現㈱みずほ銀行）シニアヴァイスプレジデント
2000年 1月	コメルツ銀行ビジネスマネージャー
2005年 1月	アール・ビー・エス証券会社東京支店長
2008年 3月	ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド銀行東京支店長
2009年 9月	ＢＮＰパリバグループ（銀行・アセットマネジメント・保険）在日代表 ＢＮＰパリバ証券会社東京支店長
2011年 5月	ＢＮＰパリバ証券㈱代表取締役社長
2017年11月	ＢＮＰパリバグループ（銀行・アセットマネジメント・保険）在日代表 ＢＮＰパリバ証券㈱代表取締役会長 (一社)国際銀行協会会長
2019年11月	ＢＮＰパリバ銀行東京支店シニアアドバイザー ＢＮＰパリバ証券㈱非常勤取締役
2022年12月	(一社)国際銀行協会シニアエグゼクティブオフィサー（現任） (一社)東京国際金融機構理事（現任）

(重要な兼職の状況) (一社)国際銀行協会シニアエグゼクティブオフィサー、(一社)東京国際金融機構理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

フィリップ・アヴリル氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の国内外の金融資本市場等に関する豊富な経験と高い見識、各国の金融機関及び業界団体の要職を歴任された経験を当社の経営に反映する役割を期待するため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 **8**

遠藤　信博（えんどう　のぶひろ） （1953年11月8日生）



2023年度における出席状況

取締役会　10/11 (91%)

指名委員会　8/8(100%)

再任　独立役員

社外取締役候補者

社外取締役在任期間	当社株式所有数	上場会社役員兼務数
6年	9,500株	4社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	日本電気㈱入社
2006年 4月	同社執行役員兼モバイルネットワーク事業本部長
2009年 4月	同社執行役員常務
2009年 6月	同社取締役執行役員常務
2010年 4月	同社代表取締役執行役員社長
2016年 4月	同社代表取締役会長
2018年 6月	当社社外取締役（現任）
2019年 6月	大日本住友製薬㈱（現住友ファーマ㈱）社外取締役（現任） 日本電気㈱取締役会長
	東京海上ホールディングス㈱社外取締役（現任）
2022年 6月	日本電気㈱特別顧問（非業務執行者）（現任） ㈱日清製粉グループ本社社外取締役（現任）
2024年 6月	キッコーマン㈱社外取締役（2024年６月25日就任予定）

(担当) 指名委員

(重要な兼職の状況) 日本電気㈱特別顧問（非業務執行者）、
住友ファーマ㈱社外取締役、東京海上ホールディングス㈱社外取締役、
㈱日清製粉グループ本社社外取締役、キッコーマン㈱社外取締役（2024年６月25日就任予定）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

遠藤信博氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の企業経営及びシステム・ネットワークに関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映する役割を期待するため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 9

大田 弘子（おおた ひろこ） (1954年2月2日生)



2023年度における出席状況

取締役会	11/11(100%)
報酬委員会	3/3(100%)
監査委員会	13/13(100%)

再任　独立役員

社外取締役候補者

社外取締役在任期間	当社株式所有数	上場会社役員兼務数
2年	1,700株	0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 5月	(財)生命保険文化センター研究員
1993年 4月	大阪大学経済学部客員助教授
1996年 4月	埼玉大学助教授
1997年10月	政策研究大学院大学助教授
2001年 4月	同大学教授
2002年 4月	内閣府参事官
2003年 3月	内閣府大臣官房審議官
2004年 4月	内閣府政策統括官（経済財政分析担当）
2005年 8月	政策研究大学院大学教授
2006年 9月	内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）
2008年 8月	政策研究大学院大学教授
2019年 4月	政策研究大学院大学特別教授
2022年 6月	当社社外取締役（現任）
2022年 9月	政策研究大学院大学学長（現任）

(担当) 報酬委員、監査委員
(重要な兼職の状況) 政策研究大学院大学学長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大田弘子氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の政府機関における豊富な経験と経済・財政に関する高い見識を当社の経営に反映する役割を期待するため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号 10

釜 和明（かま かずあき） (1948年12月26日生)



2023年度における出席状況

取締役会	9/9(100%)
報酬委員会	2/2(100%)

再任　独立役員

社外取締役候補者

社外取締役在任期間	当社株式所有数	上場会社役員兼務数
1年	2,700株	1社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 7月	石川島播磨重工業㈱（現㈱ＩＨＩ）入社
2004年 6月	同社執行役員財務部長
2005年 4月	同社常務執行役員財務部長
2005年 6月	同社取締役常務執行役員財務部長
2007年 4月	同社代表取締役社長兼最高経営執行責任者
2012年 4月	同社代表取締役会長
2016年 4月	同社取締役
2016年 6月	同社相談役
2019年 6月	㈱東京証券取引所社外監査役
	第一三共㈱社外取締役（現任）
2020年 4月	㈱ＩＨＩ特別顧問（非業務執行者）（現任）
2022年 4月	㈱ＪＰＸ総研社外監査役
2023年 6月	当社社外取締役（現任）

(担当) 報酬委員
(重要な兼職の状況) ㈱ＩＨＩ特別顧問（非業務執行者）、第一三共㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

釜和明氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の企業経営及び財務・会計に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映する役割を期待するため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 11

住田 清芽（すみだ さやか） (1961年1月28日生)



新任 | 独立役員

社外取締役候補者

社外取締役在任期間	当社株式所有数	上場会社役員兼務数
一年	0株	2社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年10月　監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社
2006年 5月　あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）パートナー
2007年 8月　日本公認会計士協会監査基準委員会委員長
2010年 7月　同協会常務理事（品質管理基準及び監査基準担当）
2015年 1月　国際会計士連盟（IFAC）国際監査・保証基準審議会（IAASB）ボードメンバー
2017年 2月　金融庁企業会計審議会委員
2020年 6月　㈱アドバンテスト社外取締役（監査等委員）（現任）
古河電気工業㈱社外監査役（現任）
日清オイリオグループ㈱社外監査役（2024年６月27日退任予定）

(重要な兼職の状況) ㈱アドバンテスト社外取締役（監査等委員）、古河電気工業㈱社外監査役、日清オイリオグループ㈱社外監査役（2024年６月27日退任予定）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

住田清芽氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の会計専門家としての立場から企業会計に関する高い見識を当社の経営に反映する役割を期待するため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号 12

竹野 康造（たけの やすぞう） (1959年6月9日生)



2023年度における出席状況

取締役会	11/11(100%)
指名委員会	6/6(100%)
監査委員会	2/2(100%)

再任 | 独立役員

社外取締役候補者

社外取締役在任期間	当社株式所有数	上場会社役員兼務数
3年	4,800株	0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月　弁護士登録
濱田松本法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所
1989年 3月　同事務所ロンドン駐在
1998年 1月　同事務所パートナー
2002年12月　森・濱田松本法律事務所パートナー（現任）
2007年 1月　同事務所マネジメント・コミティメンバー
2021年 6月　当社社外取締役（現任）

(担当) 指名委員、リスクポリシー委員
(重要な兼職の状況) 弁護士、森・濱田松本法律事務所パートナー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹野康造氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の法律家としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映する役割を期待するため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号 13

手代木 功（てしろぎ いさお） (1959年12月12日生)



新任　独立役員

社外取締役候補者

社外取締役在任期間	当社株式所有数	上場会社役員兼務数
―年	0株	2社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	塩野義製薬㈱入社
1999年 1月	同社秘書室長兼経営企画部
2002年 6月	同社取締役
2002年10月	同社経営企画部長
2004年 4月	同社常務執行役員兼医薬研究開発本部長
2006年 4月	同社専務執行役員兼医薬研究開発本部長
2007年 4月	同社専務執行役員
2008年 4月	同社代表取締役社長
2021年 6月	㈱三井住友銀行社外取締役（現任）
2022年 3月	ＡＧＣ㈱社外取締役（現任）
2022年 7月	塩野義製薬㈱代表取締役会長兼社長ＣＥＯ（現任）

(重要な兼職の状況) 塩野義製薬㈱代表取締役会長兼社長ＣＥＯ、
㈱三井住友銀行社外取締役、ＡＧＣ㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

手代木功氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映する役割を期待するため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 14

松本 光弘（まつもと みつひろ） (1961年3月21日生)



2023年度における出席状況

取締役会	9/9(100%)
監査委員会	11/11(100%)

再任　独立役員

社外取締役候補者

社外取締役在任期間	当社株式所有数	上場会社役員兼務数
1年	400株	1社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	警察庁入庁
2009年10月	福島県警察本部長
2012年 4月	警察庁長官官房人事課長
2013年 4月	警視庁公安部長
2014年 4月	神奈川県警察本部長
2015年 8月	警察庁外事情報部長
2016年 9月	警察庁警備局長
2018年 1月	警察庁長官官房長
2018年 9月	警察庁次長
2020年 1月	警察庁長官
2021年 9月	退官
2022年 6月	第一三共㈱社外監査役（現任）
2023年 6月	当社社外取締役（現任）

(担当) 監査委員、リスクポリシー委員
(重要な兼職の状況) 第一三共㈱社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松本光弘氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の警察機関における豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映する役割を期待するため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号 15

林 慧貞（りん けい）（1966年4月8日生）



新任

取締役在任期間	当社株式所有数	上場会社役員兼務数
―年	11,968株	0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月	野村證券㈱入社
1996年11月	台湾証券集中保管公司（現台湾集中保管結算所股份公司）入社
2007年11月	台湾集中保管結算所股份公司企画部次長
2009年 3月	㈱東京証券取引所入社
2020年 4月	同社株式部クライアント・リレーションズ担当部長
2021年 4月	当社広報・IR部長
2022年 4月	当社執行役

取締役候補者とした理由

林慧貞氏は、国内外の金融機関での勤務を経た後、2009年に㈱東京証券取引所に入社し、清算・決済、株式市場に関する業務を担当しました。また、同氏は、㈱東京証券取引所株式部クライアント・リレーションズ担当部長や当社広報・IR部長を歴任し、2022年4月より、当社執行役兼広報・IR部長を務めていました。同氏の取引所業務全般にわたっての豊富な知識及び経験並びに他社での勤務経験を当社の業務執行の監督等に活かすことができるため、取締役としての選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各取締役候補者の当社株式所有数には、日本取引所グループ役員持株会名義の実質所有株式数のうち、売買単位相当の持分が含まれています。

2. 各取締役候補者のうち、執行役を兼務する者の当社株式所有数には、株式報酬制度に基づき交付される予定の株式の数（2024年3月31日現在）が含まれています。各執行役の本制度に基づく交付予定株式の数には、事業報告の「取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針」に記載の株式報酬制度における、「固定部分」にかかる当社株式の数のみを含めております。なお、当該交付予定株式の50％に相当する株式は、納税資金確保のために市場で売却されたうえで、その売却代金が各執行役に交付される予定です。

3. 各取締役候補者の上場会社役員兼務数は、電子提供措置の開始日以降の就退任予定を反映させた数としております。

4. 本定時株主総会日以降の2024年度の当社定例取締役会開催予定日については、既に各取締役候補者と調整済みであり、取締役会の出席の確保に努めております。

5. フィリップ・アヴリル氏は(一社)東京国際金融機構理事であり、当社グループから同法人に対する約３百万円の支払い（同法人会員費用）が存在します。遠藤信博氏は日本電気㈱の特別顧問（非業務執行者）であり、同社グループから当社グループに対する約16百万円の支払い（主に上場料及び情報関係手数料）及び当社グループから同社グループに対する約80百万円の支払い（主にシステム関連費用）が存在します。釜和明氏は㈱ＩＨＩの特別顧問（非業務執行者）であり、同社グループから当社グループに対する約５百万円の支払い（主に上場料）が存在します。竹野康造氏は森・濱田松本法律事務所のパートナーであり、同事務所から当社グループに対する約１百万円の支払い（主にシステム利用料）及び当社グループから同事務所に対する約３百万円の支払い（主に法律相談料）が存在

します。なお、同事務所と当社グループとの間で顧問契約はございません。手代木功氏は塩野義製薬㈱の代表取締役会長兼社長ＣＥＯであり、同社グループから当社グループに対する約５百万円の支払い（主に上場料）が存在します。これらの取引額については、2023年度における当社及び各法人等の連結売上高等の１％未満と非常に僅少であり、各氏の独立性に問題はないと判断しております。また、その他各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

6. 木下康司氏、フィリップ・アヴリル氏、遠藤信博氏、大田弘子氏、釜和明氏、住田清芽氏、竹野康造氏、手代木功氏及び松本光弘氏は、社外取締役候補者であります。
7. 木下康司氏、遠藤信博氏、大田弘子氏、釜和明氏、竹野康造氏及び松本光弘氏については、各氏と当社との関係、各氏の職務執行の状況等を踏まえて、㈱東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員に指定しております。また、フィリップ・アヴリル氏、住田清芽氏及び手代木功氏を、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
8. 当社は、本議案でお諮りする取締役候補者の各氏のうち再任予定の候補者が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしており、被保険者の保険料は当社が全額負担しておりますが、各氏の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、当該保険契約を本総会後の取締役会において、当該保険契約を同様の内容で更新することについて決議する予定です。なお、フィリップ・アヴリル氏、住田清芽氏、手代木功氏及び林慧貞氏が取締役に選任された場合、各氏についても被保険者とする予定です。
9. 取締役（会社法第427条第1項の業務執行取締役等であるものを除きます。以下、「非業務執行取締役」といいます。）との責任限定契約の締結について

   当社は、現行定款において、非業務執行取締役との間で、当社に対する損害賠償責任限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結することができる規定を設けており、非業務執行取締役である木下康司氏、遠藤信博氏、大田弘子氏、釜和明氏、竹野康造氏及び松本光弘氏との間で責任限定契約を締結しております。当社は、各氏の再任が承認された場合、各氏との間で責任限定契約を継続し、また、フィリップ・アヴリル氏、住田清芽氏、手代木功氏及び林慧貞氏が取締役に選任された場合、各氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

   その契約内容の概要は、次のとおりであります。

   ・非業務執行取締役の任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

   ・上記の責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

ご参考　コーポレート・ガバナンス体制について

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業理念に沿った経営を実践するためには、ステークホルダーの皆様に当社の企業理念・企業活動を理解していただくことが重要と考え、4つの観点から、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めています。当社は、これらの基本的な考え方に基づき、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨を踏まえて、コーポレート・ガバナンスを適切に構築する方針です。

企業理念・社会的使命の観点

当社グループが運営する市場は、公共の財産であり、JPXの社会的使命は、その持続的発展を図ることにあります。

企業価値向上の観点

当社が、市場の持続的発展を図るに当たっては、株主を始めとする多様なステークホルダーの期待に応え続けることが必要であり、それによって、当社の中長期的な企業価値の向上を実現します。

市場運営の観点

当社グループは、その開設する市場に対する支持と信頼こそが、投資者を始めとするすべての市場利用者に共通する利益であり、その維持・向上こそが市場の持続的発展の基礎であるという考え方で市場を運営します。

コーポレート・ガバナンスの実効性の観点

当社は、市場の持続的発展を支えるため、そのコーポレート・ガバナンスについて、より実効性が高く適切に機能するものとなるよう、常に改善を図っていきます。

コーポレート・ガバナンス体制図

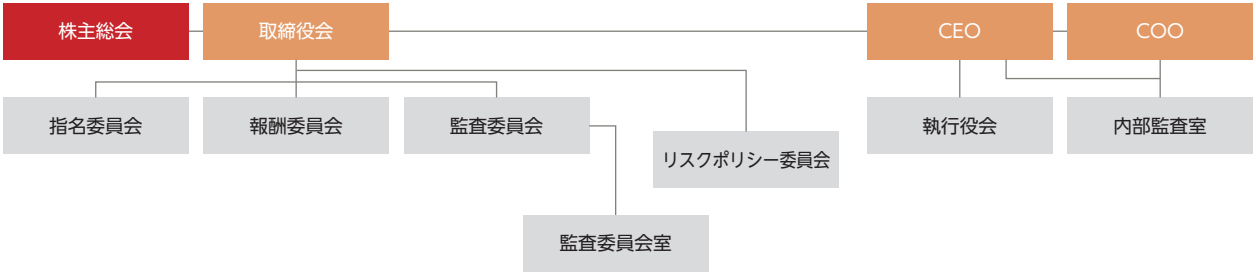

取締役会

当社は、株主を始めとするステークホルダーに対するアカウンタビリティの確保が重要であると認識しており、経営の監視・監督機能と業務執行機能を制度上明確に分離し、経営監視・監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図ることが当社のコーポレート・ガバナンスの充実により資するものと考え、指名委員会等設置会社形態を採用しています。取締役会は、経営の基本方針・重要事項の決定を行うとともに、経営の透明性及びアカウンタビリティの向上を図り業務執行の妥当性を監督する機能を強化する観点から過半数を社外取締役で構成し、主に以下の監督を行っています。

（1）経営戦略

取締役会は、中期経営計画を含む当社グループの経営戦略が、企業理念に基づき我が国市場の中核インフラとしての社会的使命を果たしつつ、企業価値の向上を目指していくことについて整合的なものであるかを監督しています。その実効性を高めるため、中期経営計画の事業年度ごとのアップデートに係る議論、進捗状況のモニタリングを行うほか、代表執行役グループCEOや主要事業子会社の代表取締役社長と定期的に議論を行っています。

（2）リスク管理

取締役会は、当社グループが市場運営者としてその公共的な役割を果たし、企業価値を持続的に向上させるためには、堅実かつ安定的に業務を運営する体制を維持することが必要不可欠であるとの認識のもと、リスク管理の状況を監督しています。その実効性を高めるため、社外取締役を中心に構成されるリスクポリシー委員会が事業年度ごとにシステムリスクや事故・災害

（BCP）リスクなどの重要リスクを特定し、その重要リスクごとの基本的な対応方針を「包括的リスク管理ステートメント」として取りまとめ、取締役会において決議しています。さらに、執行サイドに設置しているリスク管理委員会を通じた全社的なリスク管理状況について報告を受けています。

（3）ESG（サステナビリティ）

取締役会は、当社グループにおけるESG課題への対応にとどまらず、上場会社や投資家といった当社グループのステークホルダーの取組を金融・資本市場の観点から後押ししていくことが、市場の持続的な発展と豊かな社会の実現に貢献するとの考えのもと、ESG（サステナビリティ）に関する取組状況を監督しています。具体的には、環境方針や人権方針を取締役会において決議し、それらに沿った対応状況や重要事項等について報告を受けています。

取締役構成に関する方針

当社は、多様なステークホルダーからの意見を経営や市場運営に反映するために、専門知識や経験が異なる多様な取締役を選任することとし、取締役の過半数を独立社外取締役とするとともに、30%以上を女性取締役とするよう努めることを基本方針としています。

また、取締役会として、経営監視・監督機能を十分に発揮するとともに、適切かつ効率的な運営を行う観点から、議案が承認された場合の取締役会は、女性3名を含む15名で構成され、そのうち9名が独立社外取締役となります。なお、取締役候補者15名の詳細につきましては13ページから22ページに記載のとおりです。

また、当社の経営戦略や我が国市場の中核インフラとしての当社の事業特性を踏まえ、企業の経営者としての経験、当社の事業に関する知見（金融、テクノロジー等）、財務会計又は監査に関する専門知識、法律又はリスク管理に関する専門知識、高度な学識経験又は政府機関等に関する知見について、当社の取締役に求められる専門性として特定しています。なお、取締役に求める専門性ごとの考え方は以下のとおりです。

専門性	考え方
企業経営	当社グループの経営の監督を感度高く実践するためには、企業の経営者としての経験を有する取締役が必要であると考えています。特に、上場会社は当社グループの重要なステークホルダーの一つであることから、上場会社の経営者としての経験を有している取締役が含まれる必要があると考えています。
金融	金融・資本市場の中核インフラの運営を事業とする当社グループの経営を監督するためには、広く金融に関する知見を有した取締役が必要であると考えています。
会計・監査	当社グループの適正かつ効率的な業務執行を監督するためには、財務会計や監査に関する専門知識を有した取締役が必要であると考えています。
法律・リスク管理	当社グループを取り巻く事業環境の変化は激しく、適切なリスク管理の状況を監督するためには、法律やリスク管理に関する専門知識を有した取締役が必要であると考えています。
研究者・政府機関	公共性や公益性に配慮して金融・資本市場を運営しつつ、新しいサービスの創設や情報利用の一層の高度化を志向する当社グループの経営を監督するためには、高度な学識経験や政府機関等における知見を有した取締役が必要であると考えています。
テクノロジー	金融・資本市場の安定的な運営には、取引システム等の安定性・信頼性が不可欠であり、また、データ・デジタル事業の拡大を志向する当社グループの経営を監督するためには、広くテクノロジーに関する知見を有した取締役が必要であると考えています。

・議案が承認された場合の独立社外取締役の比率

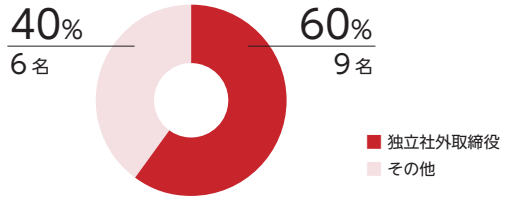

・議案が承認された場合の女性取締役の比率

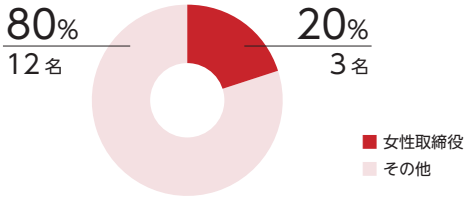

・議案が承認された場合の各取締役の在任年数

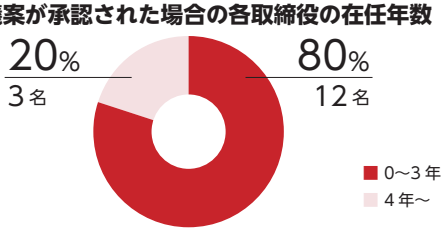

指名委員会・報酬委員会・監査委員会

当社は、法定の「指名委員会」及び「報酬委員会」を設置し、役員の人事及び報酬に関する透明性・客観性を確保しています。各委員会はそれぞれ過半数の社外取締役で構成されており、役員人事は指名委員会で十分な審議を行ったうえで株主総会に付議し、役員報酬については報酬委員会で決定します。また、監査機能を担う法定の「監査委員会」を設置しており、5名（常勤の監査委員1名）の取締役で構成され、うち公認会計士1名を含む、4名が社外取締役です。さらに、その補助のため監査委員会室を設置しています。

リスクポリシー委員会

当社では、リスク管理における外部視点の取り込みを行い、ガバナンスの向上を図ることを目的として、社外取締役を中心に構成された会議体「リスクポリシー委員会」を設置しています。リスクポリシー委員会は、内部環境・外部環境に内在するリスクから、当社グループに特に影響を与え得るリスクを事業年度毎に特定した結果である「包括的リスク管理ステートメント」を策定して取締役会に提言します。この提言を受けて未然にリスク低減への対応を行うことで、リスク発現時にはその影響を最小限に留めるとともに、問題解決に向けた機動的な対応を行う体制を構築しています。

独立社外取締役委員会

当社では、非常勤の独立社外取締役が情報交換・認識共有を図ることで、経営の監督機能をより発揮するとともに、取締役会をさらに活性化させることを目的として、非常勤の独立社外取締役のみによる会議体「独立社外取締役委員会」を設置しています。委員会が必要と認める場合には、委員会での議論の内容について、委員長が取締役会議長やCEO以下の経営陣にフィードバックし、円滑なコミュニケーションを図ります。

議案が承認された場合の各委員会の構成

氏名 ※…独立社外取締役	委員会（予定） （注）「◎」は委員長を示します。				
	指名	報酬	監査	リスクポリシー	独立社外取締役
木　下　康　司（※）					
山　道　裕　己	●	●		●	
岩　永　守　幸					
横　山　隆　介					
宮　原　幸一郎					
小　沼　泰　之					
フィリップ・アヴリル（※）	●	●			●
遠　藤　信　博（※）	◎				◎
大　田　弘　子（※）		●	◎		●
釜　　和　明（※）		◎	●		●
住　田　清　芽（※）			●	●	●
竹　野　康　造（※）	●			◎	●
手代木　　功（※）	●	●			●
松　本　光　弘（※）			●	●	●
林　　慧　貞			●		

取締役会の実効性評価

当社では、年次プロセスとして、取締役会及び指名委員会・報酬委員会・監査委員会の実効性に関する分析・評価のサイクルを実施することとしております。実施に際しては、その評価の客観性や透明性を高める観点から、独立社外取締役委員会を活用し、社外取締役からの意見を積極的に取り入れながらガバナンス向上を図ることとしております。

評価プロセス、評価結果の概要等につきましては、コーポレート・ガバナンス報告書をご覧ください。
（https://www.jpx.co.jp/corporate/governance/policy/）

実効性評価のサイクル



Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本の株式市場は、継続的な物価上昇と賃上げ機運の高まりから、約30年続いたデフレ経済からの脱却の兆しが見られ、好調に推移しました。米中関係や中東、ウクライナ情勢等をはじめとする地政学リスクや、世界各国の中央銀行の金融政策の動向等、先行き不透明感はありますが、そのような不安定な世界情勢の中でも、日本の株式市場は、全体的に堅調な企業業績等が評価され、大きく上昇しました。その結果、2024年3月22日にはTOPIXが史上最高値に迫る2,813.22ポイントをつけ、2024年3月末時点でTOPIXは2,768.62ポイント（2023年3月末比＋765.12ポイント）となりました。

このような状況において、当社を含むJPXグループ（本事業報告において、㈱日本取引所グループ及びその子会社からなる企業集団を指しております。）は、安定的市場運営という伝統的な取引所としての機能を強化しながら、同時に、その枠組みに過度にとらわれず新たな領域へも進んでいく意思を込めたExchange & beyondというスローガンの下、グローバルな市場間競争における日本の金融・資本市場全体の魅力向上に貢献するため、３つのFocus（Focus 1 企業のイノベーション・成長と資産形成の循環促進、Focus 2 マーケット・トランスフォーメーション（MX）の実現、Focus 3 社会と経済をつなぐサステナビリティの推進）に掲げる施策を着実に実施しました。

当社グループの当連結会計年度の連結業績は、営業収益は1,528億71百万円（前連結会計年度比14.1％増）、営業費用は715億54百万円（同6.0％増）、営業利益は874億44百万円（同28.1％増）となり、税引前利益は874億４百万円（同28.1％増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は608億22百万円（同31.2％増）となりました。

①取引関連収益

営業収益 61,585百万円

取引関連収益は、現物の売買代金並びに金融デリバティブ及びコモディティ・デリバティブの取引高等に応じた「取引料」、取引参加者の取引資格に応じた「基本料」、注文件数に応じた「アクセス料」、利用する売買システム施設の種類に応じた「売買システム施設利用料」等から構成されます。

当連結会計年度の現物市場における1日平均売買代金は4兆9,975億円（注）、金融デリバティブ市場の取引高合計は4億201万単位、コモディティ・デリバティブ市場の取引高合計は1,772万単位となりました。

この結果、当連結会計年度の取引関連収益は、基本料が９億78百万円（前連結会計年度比0.8％減）、現物取引料が391億63百万円（同24.7％増）、金融デリバティブ取引料が108億38百万円（同4.6％増）、コモディティ・デリバティブ取引料が14億76百万円（8.0％増）、その他アクセス料・売買システム施設利用料等が91億29百万円（同1.9％増）となり、合計615億85百万円（同16.0％増）となりました。

（注）プライム、スタンダード、グロース、TOKYO PRO Marketにおける普通株式及びETF・ETN/REIT等の立会内及び立会外の一日平均売買代金の合計を記載しております。

主な取組み内容

- 中流動性銘柄（TOPIX Mid400構成銘柄）における呼値の単位の適正化
- 望ましい投資単位の下限（５万円以上）の水準を撤廃
- 日経225マイクロ先物、日経225ミニオプション、TONA３か月金利先物等のデリバティブ新商品の取引開始

②清算関連収益

営業収益 32,885百万円

清算関連収益は、㈱日本証券クリアリング機構が行う金融商品債務引受業に関する清算手数料等から構成されます。
当連結会計年度の清算関連収益は、328億85百万円（前連結会計年度比17.4%増）となりました。

主な取組み内容

- 上場デリバティブ取引に係る証拠金の計算方法においてVaR方式を導入
- 金利スワップ取引清算業務におけるクロスマージン制度の対象に金利先物取引を追加

（注）VaR方式：過去の一定期間におけるマーケットデータの変動に基づいてポートフォリオの想定損益額を計算し、その一定水準の損失をカバーする金額を算出する方式
クロスマージン制度：異なる清算対象取引についてリスク相殺を行い、担保負担の軽減を図る制度

③上場関連収益

営業収益 15,590百万円

上場関連収益は、上場会社等から時価総額に応じて受領する「年間上場料」、新規上場や上場後の新株券の追加上場などの際に受領する「新規・追加上場料」から構成されます。
当連結会計年度の上場関連収益は、新規・追加上場料が増加したことなどから、155億90百万円（前連結会計年度比14.1%増）となりました。

主な取組み内容

- IPOのサポートを推進し、95件のIPOを実現（TOKYO PRO Marketは除く）
- 投資者の視点を踏まえた「資本コストや株価を意識した経営」のポイントと事例の公表
- アクティブETFの上場実現

④情報関連収益

営業収益 29,763百万円

情報関連収益は、情報ベンダー等への相場情報の提供に係る収益である相場情報料、指数ビジネスに係る収益等から構成されます。

当連結会計年度の情報関連収益は、相場情報料が増加したことに加え、指数ビジネスに係る収益が増加したことなどから、297億63百万円（前連結会計年度比7.8%増）となりました。

主な取組み内容

- TOPIXの段階的ウエイト低減銘柄の再評価結果を公表。TOPIXの見直しを推進
- JPXプライム150指数やTOPIX Micro Cap等の新指数の算出開始
- 「J-Quants」をはじめとする新規データサービスの提供開始

⑤営業費用

営業費用 71,554百万円

当連結会計年度の営業費用は、人件費が223億96百万円、システム維持・運営費が190億99百万円、減価償却費及び償却費が182億98百万円となったこと等から715億54百万円（前連結会計年度比6.0%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

売買システムや清算システムへの設備投資など、全体で約131億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

当社グループ

区分		IFRS			
		2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
営業収益	百万円	133,343	135,432	133,991	152,871
税引前利益	百万円	74,732	73,429	68,207	87,404
親会社の所有者に帰属する当期利益	百万円	51,389	49,955	46,342	60,822
基本的1株当たり当期利益	円	96.00	94.35	88.03	116.89
資産合計	百万円	60,075,678	71,463,434	82,187,392	80,682,627
親会社の所有者に帰属する持分	百万円	321,391	315,653	312,734	328,359
1株当たり親会社所有者帰属持分	円	600.38	598.35	599.47	631.08

（営業収益の内訳）

区分		IFRS			
		2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
取引関連収益	百万円	53,171	53,196	53,089	61,585
清算関連収益	百万円	27,939	27,945	28,008	32,885
上場関連収益	百万円	16,660	15,736	13,666	15,590
情報関連収益	百万円	24,128	27,175	27,597	29,763
その他	百万円	11,443	11,378	11,630	13,047
合計	百万円	133,343	135,432	133,991	152,871

※　会社計算規則第120条第1項の規定によりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権所有割合 (間接所有)	主な事業内容
㈱東京証券取引所	東京都中央区	11,500百万円	100.0%	市場運営業務
㈱大阪取引所	大阪市中央区	4,723	100.0	市場運営業務
㈱東京商品取引所	東京都中央区	1,989	100.0	市場運営業務
㈱ＪＰＸ総研	東京都中央区	1,000	100.0	市場関連サービス
日本取引所自主規制法人	東京都中央区	3,000 (注)1	100.0	自主規制業務
㈱日本証券クリアリング機構	東京都中央区	9,584	(注)2	金融商品債務引受業務
SCRIPTS Asia㈱	東京都中央区	5	100.0 (100.0)	企業イベントの書き起こしの作成代行業務

(注) 1. 基本金の額を記載しております。
2. A種類株式：100.0%、B種類株式：100.0%、C種類株式：60.4%、D種類株式：52.9%

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	所在地	当事業年度末日における 特定完全子会社の株式の帳簿価額
㈱東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号	97,884百万円

(注) 当事業年度末日における当社の資産総額は、215,084百万円であります。

4. 対処すべき課題

当社グループが運営する市場は、内外の経済情勢や金融政策、地政学リスクの動向など外部環境の変化によって大きな影響を受けますが、常に安定的に利用者の満足度が高い市場インフラを提供することが当社グループの最大の経営課題です。

当社グループは、2030年までに実現を目指す長期ビジョンを、Target 2030として「幅広い社会課題に、資金調達・資金循環機能をはじめとしたソリューションを提供するグローバルな総合金融・情報プラットフォームへと進化し、持続可能な社会と経済発展の実現に貢献する」と定め、この長期ビジョンを実現していくための第Ⅰステージとして、2022年度から2024年度の3か年を対象にした中期経営計画2024を策定しました。

中期経営計画2024の策定から2年が経過し、引き続き世界各国の中央銀行の金融政策や地政学的動向など、日本経済を取巻く環境変化を注視する必要はありますが、一方で、政府において"資産運用立国実現プラン"が策定され、2024年からは新NISAがスタートするなど、「成長と分配の好循環」の実現に向けて当社グループが果たすべき役割はこれまで以上に高まってきております。国内外から日本のマーケットへの関心が高まる中、その魅力をグローバルに発信し、様々なステークホルダーからの期待に応えることで、更なる成長へと歩を進めていくことが重要です。

こうした認識の下、計画最終年度においては、計画の大枠を維持しつつ、以下の３つのFocusに掲げる重点施策を着実に実行してまいります。また、"資産運用立国"に関連する政府施策の実現と金融資本市場の活性化に向けて、関連する施策の拡充を図ってまいります。加えて、長期ビジョンの実現を目指す第Ⅱステージ（2025年度以降の次期計画）に向けた準備期間としても、次期計画での発展を見据えた各種検討や体制整備、投資等を強化してまいります。

Focus 1 企業のイノベーション・成長と資産形成の循環促進

・企業の持続的成長を支援する環境の整備
・資産形成に資する商品・制度の発展
・市場インフラとしての利便性・レジリエンスの更なる向上

Focus 2 マーケット・トランスフォーメーション（MX）の実現

・金利関連市場の機能強化
・デリバティブ市場の活性化
・デジタル化・情報利用の高度化

Focus 3 社会と経済をつなぐサステナビリティの推進

・サステナビリティ関連情報の発信に係る機能強化
・ESGに関連した指数の算出、関連ETF・先物等の上場
・エネルギー関連市場の活性化、排出量市場創設の推進

また、当社グループの取組みに関して、皆様のご理解を深めていただけるよう、国内外を問わず情報発信を強化してまいります。

資本政策

安定的な市場運営のための財務の安全性と株主還元のバランスをとりつつ、継続的な投資により、市場の持続的な発展・進化を支えることを資本政策の基本方針としています。こうした方針の下、ROEについては、市況にかかわらず、資本コストを上回る10%を中長期的に維持することを目指してまいります。

ご参考　中期経営計画2024の概要

2030年までに実現を目指す長期ビジョン　～Target 2030～

幅広い社会課題に、資金調達・資金循環機能をはじめとした
ソリューションを提供するグローバルな総合金融・情報プラットフォーム※へと進化し、
持続可能な社会と経済発展の実現に貢献する

※G-HUB [Heighten market integrity, Unlock opportunity, Benefit society] と呼称する

中期経営計画2024の基本方針

- **Target 2030の実現に向けて準備を進める第Ⅰステージとして、2022年度からの3か年計画とする**
- **JPX総研などの新たな枠組みも活用して、グローバルな総合金融・情報プラットフォーム［G-HUB］の基盤を築くために積極的に取り組む**

Exchange & beyond

グローバルな市場間競争における、
日本の金融・資本市場全体の魅力向上に貢献するため、
3つの“Focus”に基づく施策に重点的に取り組む



Ⅱ 株式に関する事項 （2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　2,180,000,000株

(2) 発行済株式の総数　522,289,183株

（注）2024年2月9日に実施した自己株式の消却により、前期末と比べて6,289,258株減少しております。

(3) 株主数　127,879名

(4) 大株主

順位	株主名	持株数	持株比率
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	89,594,100株	17.15%
2	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	32,053,100	6.14
3	ＳＭＢＣ日興証券株式会社	12,281,825	2.35
4	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	10,122,036	1.94
5	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	8,545,455	1.64
6	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	8,207,701	1.57
7	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	7,707,408	1.48
8	株式会社三菱ＵＦＪ銀行	7,557,000	1.45
9	SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	7,280,613	1.39
10	JP MORGAN CHASE BANK 385781	7,265,071	1.39

（注）1. 当社は、自己株式を保有しておりません。

2. 当社の所有者別株式保有状況は以下のとおりです。

金融機関159,744,011株(30.59%)、金融商品取引業者96,859,226株(18.55%)、その他の法人19,889,787株（3.81%）、外国法人等221,955,995株（42.50%）、個人その他23,840,164株（4.56%）

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）及び執行役	58,600株	5名
社外取締役	-株	-

（注）1.当社の株式報酬の内容は45ページ～47ページ「2. 取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針」をご参照ください。
2.上表には2023年3月31日をもって退任した執行役1名に対して当事業年度中に交付した株式を含んでおります。

(6) その他株式に関する重要な事項

・ 自己株式の取得及び消却について
当社は、2023年1月30日開催の取締役会決議（取得期間：2023年1月31日～2023年7月27日、取得し得る株式の総数：20,000,000株（上限）、株式の取得価額の総額：200億円（上限））に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得期間　：2023年1月31日～2023年7月27日
取得した株式の総数　：6,289,200株
株式の取得価額の総額　：12,620,624,250円

このうち、当連結会計年度における取得状況は以下のとおりです。
取得期間　：2023年4月1日～2023年7月27日
取得した株式の総数　：1,253,400株
株式の取得価額の総額　：2,592,534,750円

また、当社は、当連結会計年度において、以下のとおり自己株式を消却いたしました。
消却した日　：2024年2月9日
消却した株式の総数　：6,289,258株

・ 従業員に対する株式付与制度について
当社は2016年度より、当社グループ従業員（以下「従業員」という。）に経営参画意識を持たせ、業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与型ＥＳＯＰ信託」（以下「本制度」という。）を導入しております。

① 本制度の概要
本制度は、米国のＥＳＯＰ制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ＥＳＯＰ信託が取得した当社株式を、経営財務指標や生産性にかかる目標の達成状況に応じて退職時に従業員に交付するものです。なお、ＥＳＯＰ信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

② 従業員に取得させる予定の株式の総数
1,198,300株

③ 本制度の対象者
従業員のうち受益者要件を充足する者

・ 当社グループの役員に対する株式報酬制度について

当社は、2018年8月より、株主との利害の共有を一層進めるとともに、持続的な企業価値の向上への貢献意欲をさらに高めることを目的として、当社及び当社グループの事業運営の中核を担う子会社（以下「中核子会社」といい、当社と中核子会社を総称して、以下「対象会社」という。）の役員（執行役及びこれに準ずる者をいい、社外取締役、監査委員である取締役及び監査役等を除く。以下同じ。）に対して、信託を活用した株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」という。）を導入しております。

① 本株式報酬制度の概要

本株式報酬制度は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対する株式報酬制度であり、役位や業績等に応じて、信託を通じて取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を役員に交付及び給付（以下「交付等」という。）するとともに、当社株式に生じる配当を役員に給付いたします。具体的には、毎年３月に開催される報酬委員会等の決議に基づき、役員に対して事業年度ごとに株式報酬基準額に相当するポイントを付与し、原則としてポイントの付与から３年経過後に、役員に対して役員報酬として付与されたポイントに相当する数の当社株式等の交付等を行います。役員に付与されるポイントは、事業年度ごとに役位等に応じてポイントが付与され、それ以降変動しない「固定部分」と、事業年度ごとに役位等に応じてポイントが付与された後、業績条件の達成度に応じて変動する「業績連動部分」から構成されます。「固定部分」は株主の皆様との利害共有の強化を、「業績連動部分」は中長期的な企業価値向上に対する動機づけ及び業績と報酬との連動性の強化を主な目的としております。

② 信託する金額

25.7億円（2021年度から2024年度までの4年間）

③ 本株式報酬制度の対象者

対象会社の役員のうち受益者要件を充足する者

Ⅲ 会社役員に関する事項

1．取締役及び執行役の状況（2024年3月31日現在）

(1) 取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	木下 康司	取締役会議長	
取締役兼 代表執行役 グループCEO	山道 裕己	グループCEO （最高経営責任者） 指名委員 報酬委員 リスクポリシー委員	㈱東京証券取引所取締役（非常勤）
取締役兼 代表執行役 グループCOO	岩永 守幸	グループCOO （最高業務執行責任者）	㈱東京証券取引所代表取締役社長
取締役兼 執行役	横山 隆介	㈱大阪取引所経営管理統括	㈱大阪取引所代表取締役社長 ㈱東京商品取引所代表取締役会長
取締役兼 執行役	宮原 幸一郎	㈱ＪＰＸ総研経営管理統括	㈱ＪＰＸ総研代表取締役社長
取締役兼 執行役	小沼 泰之	㈱日本証券クリアリング機構 経営管理統括	㈱日本証券クリアリング機構代表取締役社長
取締役	遠藤 信博	指名委員	日本電気㈱特別顧問（非業務執行者） 住友ファーマ㈱社外取締役 東京海上ホールディングス㈱社外取締役 ㈱日清製粉グループ本社社外取締役
取締役	大田 弘子	報酬委員 監査委員	政策研究大学院大学学長
取締役	荻田 伍	指名委員（委員長） 独立社外取締役委員会委員長	
取締役	釜 和明	報酬委員	㈱ＩＨＩ特別顧問（非業務執行者） 第一三共㈱社外取締役
取締役	幸田 真音	監査委員 リスクポリシー委員 （委員長）	作家 三菱自動車工業㈱社外取締役
取締役	小林 栄三	指名委員 報酬委員（委員長）	伊藤忠商事㈱名誉理事（非業務執行者） 日本航空㈱社外取締役 農林中央金庫経営管理委員
取締役	鈴木 康史	監査委員（常勤）	
取締役	竹野 康造	指名委員 リスクポリシー委員	弁護士 森・濱田松本法律事務所パートナー
取締役	松本 光弘	監査委員 リスクポリシー委員	第一三共㈱社外監査役
取締役	森 公高	報酬委員 監査委員（委員長）	公認会計士 日本公認会計士協会相談役 三井物産㈱社外監査役 東日本旅客鉄道㈱社外取締役（監査等委員） 住友生命保険相互会社社外取締役

(注) 1. 取締役木下康司氏、遠藤信博氏、大田弘子氏、荻田伍氏、釜和明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、竹野康造氏、松本光弘氏及び森公高氏は社外取締役であります。

2. 取締役木下康司氏、遠藤信博氏、大田弘子氏、荻田伍氏、釜和明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、竹野康造氏、松本光弘氏及び森公高氏は㈱東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。

3. 社外取締役の各兼職先と当社との間には、特筆すべき資本・取引関係はありません。

4. 監査委員（委員長）である取締役森公高氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 取締役木下康司氏は、2023年6月16日付で当社取締役会議長に就任しました。
取締役山道裕己氏は、2023年4月1日付で当社代表執行役グループCEOに就任し、同日付で㈱東京証券取引所代表取締役社長から取締役に就任しました。また、同氏は、2023年6月16日付で当社指名委員及びリスクポリシー委員に就任しました。
取締役岩永守幸氏は、2023年4月1日付で当社代表執行役グループCOO及び㈱東京証券取引所代表取締役社長に就任しました。
取締役横山隆介氏は、2023年4月1日付で当社専務執行役から当社執行役に役付変更し、同日付で㈱大阪取引所代表取締役社長及び㈱東京商品取引所代表取締役会長に就任しました。また、同氏は、2023年6月16日付で当社取締役に就任しました。
取締役宮原幸一郎氏は、2023年6月16日付で当社取締役に就任しました。
取締役小沼泰之氏は、2023年4月1日付で当社執行役及び㈱日本証券クリアリング機構代表取締役社長に就任しました。また、同氏は、2023年6月16日付で当社取締役に就任しました。
取締役釜和明氏は、2023年6月16日付で当社取締役及び報酬委員に就任しました。
取締役幸田真音氏は、2023年6月16日付で当社リスクポリシー委員から同委員（委員長）に変更となりました。
取締役竹野康造氏は、2023年6月16日付で当社監査委員を退任し、同日付で当社指名委員に就任しました。
取締役松本光弘氏は、2023年6月16日付で当社取締役、監査委員及びリスクポリシー委員に就任しました。

6. 当社は、日常的に監査環境の整備や社内情報の収集、内部統制システムの監視・検証を行い、その結果を他の監査委員と共有することで、監査委員会における審議の実効性を高めるため、5名の監査委員のうち、当社の業務全般にわたっての豊富な知識や経験を持つ取締役鈴木康史氏を常勤監査委員として選定しております。

(2) 執行役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役兼 代表執行役 グループCEO	山　道　裕　己	グループCEO （最高経営責任者）	「(1) 取締役」参照
取締役兼 代表執行役 グループCOO	岩　永　守　幸	グループCOO （最高業務執行責任者）	「(1) 取締役」参照
常務執行役	長谷川　　勲	総務・人事担当	㈱東京証券取引所取締役常務執行役員 ㈱大阪取引所常務執行役員 ㈱ＪＰＸ総研取締役常務執行役員
常務執行役	二　木　　聡	総合企画・サステナビリティ推進担当	㈱ＪＰＸ総研取締役常務執行役員 ㈱日本証券クリアリング機構取締役（非常勤） ㈱証券保管振替機構社外取締役
常務執行役	田　端　　厚	CFO （最高財務責任者） 財務・広報・IR担当	
取締役兼執行役	横　山　隆　介	㈱大阪取引所経営管理統括	「(1) 取締役」参照
執行役	石　崎　　隆	㈱東京商品取引所 経営管理統括	㈱東京商品取引所代表取締役社長
取締役兼執行役	宮　原　幸一郎	㈱ＪＰＸ総研 経営管理統括	「(1) 取締役」参照
取締役兼執行役	小　沼　泰　之	㈱日本証券クリアリング機構 経営管理統括	「(1) 取締役」参照
執行役	田　倉　聡　史	CIO （最高情報責任者） IT企画担当	㈱東京証券取引所執行役員 ㈱大阪取引所取締役執行役員 ㈱ＪＰＸ総研執行役員
執行役	吉　田　正　紀	グローバル戦略・サステナビリティ推進担当	
執行役	林　　慧　貞	広報・IR担当	

（注）田倉聡史氏は、2023年4月1日付で当社執行役（CIO・IT企画担当）に就任しました。
吉田正紀氏は、2023年4月1日付でグローバル戦略担当からグローバル戦略・サステナビリティ推進担当に変更となりました。
林慧貞氏は、2024年3月31日付で当社執行役（広報・IR担当）を任期満了により退任しました。

(ご参考) 2024年4月1日現在の執行役の状況及び選任理由

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役兼 代表執行役 グループCEO	山　道　裕　己	グループCEO (最高経営責任者)	㈱東京証券取引所取締役（非常勤）
	＜選任理由＞ 山道裕己氏は、同氏の証券会社での業務を通じた証券市場に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、2013年6月に当社取締役に選任し、その後、当社グループの中核子会社である㈱大阪取引所の代表取締役社長、㈱東京商品取引所の代表取締役会長、当社代表執行役グループCOO及び㈱東京証券取引所の代表取締役社長を歴任するとともに、2023年4月からは当社代表執行役グループCEOとして、上場会社に対する資本コストや株価を意識した経営の要請、海外投資家に向けた情報発信の強化に取り組むなど、当社経営全般を統括してきました。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、CEOに求められる人材像に照らして最適の人材として、代表執行役グループCEOに選任いたしました。		
取締役兼 代表執行役 グループCOO	岩　永　守　幸	グループCOO (最高業務執行責任者)	㈱東京証券取引所代表取締役社長
	＜選任理由＞ 岩永守幸氏は、1984年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは総合企画、清算・決済、営業、株式市場等に関する業務を担当しました。同氏は、2008年6月に役員に就任してからは、当社のCFO（最高財務責任者）、当社グループの中核子会社である㈱東京証券取引所の株式担当役員、㈱日本証券クリアリング機構副社長、㈱大阪取引所代表取締役社長及び㈱東京商品取引所代表取締役会長を歴任し、また、2023年4月からは㈱東京証券取引所代表取締役社長として同社の経営全般を統括してきました。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、当社グループ全体を統括する代表執行役グループCOOに選任いたしました。		
専務執行役	長谷川　　勲	総務・人事担当	㈱東京証券取引所取締役専務執行役員 ㈱大阪取引所専務執行役員 ㈱ＪＰＸ総研取締役専務執行役員
	＜選任理由＞ 長谷川勲氏は、1987年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは経営企画・総務・株式市場に関する業務を担当しました。同氏は、2014年6月に当社執行役に就任してからは、総務・人事担当として、当社におけるコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の適切な整備や働き方改革を推進するとともにリスク管理の担当として、当社グループの安定的な業務運営の確保等に取り組んでおります。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、専務執行役に選任いたしました。		
常務執行役	二　木　　聡	総合企画・サステナビリティ推進担当	㈱日本証券クリアリング機構取締役（非常勤） ㈱証券保管振替機構社外取締役
	＜選任理由＞ 二木聡氏は、1988年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは経営企画・財務・広報・システム・株式市場に関する業務を担当しました。同氏は、2015年6月に、当社執行役に就任してからは、総合企画担当として、中期経営計画の策定やサステナビリティ関連施策の推進等に取り組み、その後も常務執行役として、当社グループにおける新規ビジネスを推進しています。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、常務執行役に選任いたしました。		

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
常務執行役	田　端　　厚	CFO（最高財務責任者） 財務・広報・IR担当	
	＜選任理由＞ 田端厚氏は、1988年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは秘書・経営企画・総務等に関する業務を担当しました。同氏は、2016年4月に、当社執行役に就任してからは、グローバル戦略担当として、海外取引所への支援及び海外諸機関との協力推進等に取り組みました。また、2017年4月より、当社CFOとして、当社グループの財務戦略の統括・推進等に取り組んでおります。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、常務執行役に選任いたしました。		
常務執行役	田　倉　聡　史	CIO （最高情報責任者） IT企画担当	㈱東京証券取引所常務執行役員 ㈱大阪取引所常務執行役員 ㈱ＪＰＸ総研常務執行役員
	＜選任理由＞ 田倉聡史氏は、1991年に東京証券取引所に入所し、IT企画・開発に関する業務を担当しました。同氏は、これまで、売買システム（株式・デリバティブ）の開発担当として中心的な役割を果たし、2018年4月からは執行役員としてデリバティブ売買システム、情報システムの開発を統括し、現物市場及びデリバティブ市場の適切なシステム運営を主導してきました。また、2023年4月より、当社執行役CIOとして、当社グループのIT戦略の統括・推進等に取り組んでおります。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、常務執行役に選任いたしました。		
取締役兼執行役	横　山　隆　介	㈱大阪取引所経営管理統括	㈱大阪取引所代表取締役社長 ㈱東京商品取引所代表取締役会長
	＜選任理由＞ 横山隆介氏は、1986年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは、主にIT企画・開発に関する業務を担当しました。同氏は、2011年4月に役員に就任してからは、ITの企画、開発、運用の担当役員を歴任しました。また、2017年にCIOに就任し、新技術への対応、利便性・安全性の高いシステムの構築、運用体制の整備、セキュリティの高度化の推進等に取り組み、また、2023年4月からは㈱大阪取引所代表取締役社長及び㈱東京商品取引所代表取締役会長として両社の経営全般を統括しています。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、執行役に選任いたしました。		
執行役	石　崎　　隆	㈱東京商品取引所経営管理統括	㈱東京商品取引所代表取締役社長
	＜選任理由＞ 石崎隆氏は、1990年に通商産業省（現経済産業省）に入省し、その後同省及び資源エネルギー庁では、長年にわたり、日本のエネルギー政策を推進してきました。同氏は、2020年6月に当社グループの中核子会社である㈱東京商品取引所の代表取締役社長に就任し、同社の経営全般を統括してきました。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、執行役に選任いたしました。		
取締役兼執行役	宮　原　幸一郎	㈱ＪＰＸ総研経営管理統括	㈱ＪＰＸ総研代表取締役社長
	＜選任理由＞ 宮原幸一郎氏は、1988年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは米国企業と合弁で議決権電子行使プラットフォーム提供会社（㈱ICJ）を立ち上げ、同社の社長を務めました。また、2015年6月に当社グループの中核子会社である㈱東京証券取引所の代表取締役社長に就任してからは、5年間にわたり同社の経営全般を統括してきました。また、2021年4月からは当社グループのシステムの開発や運用を担う㈱東証システムサービスの代表取締役社長を務め、2022年4月からは㈱ＪＰＸ総研の代表取締役社長として同社の経営全般を統括しています。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、執行役に選任いたしました。		

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役兼執行役	小　沼　泰　之	㈱日本証券クリアリング機構経営管理統括	㈱日本証券クリアリング機構代表取締役社長
	＜選任理由＞ 小沼泰之氏は、1984年に東京証券取引所に入所し、上場推進、マーケット営業等に関する業務を担当しました。同氏は、2011年4月に役員に就任してからは、執行役員として内外投資家からの日本株式への投資促進、IPOの活性化、ETF・J-REIT市場の活性化等の施策を推進し、その後、常務執行役員、専務執行役員として、上場、株式、ETF推進、金融リテラシー、営業等の統括をしてきました。また、2023年4月からは㈱日本証券クリアリング機構代表取締役社長として同社の経営全般を統括しています。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、執行役に選任いたしました。		
執行役	吉　田　正　紀	サステナビリティ推進・広報・IR担当	
	＜選任理由＞ 吉田正紀氏は、1984年に大蔵省（現財務省）に入省後、税務、国際畑を歩み、IMFや世界銀行といった国際機関において勤務経験があり、G7、G20、OECDなどの国際会議の支援、調整などの経験があります。同氏のこうした経験は、対外情報発信の強化、海外諸機関との連携、証券税制に関する対応に資するものであることから、執行役に選任いたしました。		

（注）当社は、2024年4月1日付で、経営戦略の企画立案について国内外一体で推進するとともに、情報発信を一層強化することを目的として、「グローバル戦略部」の経営戦略に関する機能を「総合企画部」に、海外に対する情報発信に関する機能を「広報・IR部」に移管し、グローバル戦略部は廃止することとしたため、吉田正紀氏は、同日付でグローバル戦略・サステナビリティ推進担当からサステナビリティ推進・広報・IR担当に変更となりました。

2. 取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬は、以下の1）役員報酬の基本方針に基づき、a.基本報酬、b.年次インセンティブ（賞与）及びc.中長期インセンティブ（株式報酬・金銭報酬）で構成されています。なお、執行役を兼務しない取締役に対しては、a.基本報酬のみを支給することとしております。

1）役員報酬の基本方針

役員報酬は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、以下の方針に従い決定します。

- 取締役及び執行役の職責に応じたものであること
- 長期ビジョン及び経営計画の達成を動機付けるものであること
- 当社の企業理念を着実に実践するために必要な人材を確保するうえで、競争力が保たれていること
- 社会インフラとしての特性に鑑み、社会情勢に照らして適正なものであり、決定手続等の客観性・透明性が確保されていること

それぞれの報酬ごとの内容は以下のとおりです。

a.基本報酬

基本報酬は、各役員の業務執行や経営への参画の対価として、外部専門機関の調査等に基づく他社の役員報酬の水準を参照したうえで、役位・職務内容に応じた額を決定しています。

b.年次インセンティブ（賞与）

年次インセンティブ（賞与）は、当期利益（連結損益計算書における親会社の所有者に帰属する当期利益をいいます。以下同じ。）に比例させた額を、執行役に対して支給します。当期利益は株主への配当原資や企業価値向上に向けた投資の源泉であること、事業年度ごとのインセンティブである年次インセンティブ（賞与）の支給は当該事業年度に計上した当期利益に基づいて行うことが適当であることから、当期利益を指標としています。このほか、各役員の事業年度ごとの成果を評価するため、個人別の業績評価に係る賞与を支給することとしています。

なお、年次インセンティブ（賞与）は、当期利益の額が100億円未満となった場合には支給いたしません。

c.中長期インセンティブ（株式報酬・金銭報酬）

中長期インセンティブ（株式報酬）は、株主との利害共有の強化や中長期的な企業価値向上に対する動機づけ及び業績と報酬との連動性の強化を目的に、執行役に対して支給します。当社の株式報酬は、株式交付信託の仕組みを利用しており、「固定部分」と「業績連動部分」から構成されます。

「固定部分」は、各役員に対して事業年度ごとに役位等に応じてポイントを付与し、付与日から3年経過後に当該ポイントに相当する株式を交付します。

「業績連動部分」は、各役員に対して事業年度ごとに業績連動基礎ポイントを付与し、付与日から3年経過後に当該業績連動基礎ポイントに業績条件の達成度に応じた業績連動係数を乗じることにより業績連動ポイントを算定し、当該業績連動ポイントに相当する株式を交付します。業績連動係数は、業績連動基礎ポイントの付与日から3年経過後時点における当社の連結ROEの水準及び当該ポイントの付与日の直前事業年度末から3年経過後までの期間における当社株式の株主総利回り（TSR）の相対評価（JPX日経インデックス400（配当込み指数）の成長率との比較）に応じて、次ページの表の区分に従い、0%～150%の範囲で決定します。連結ROEは資本効率向上の観点から、株主総利回り（TSR）は株主価値向上の観点からそれぞれ指標としております。

なお、当社では執行役規則に基づき、株式報酬等で取得した自社株式について、退任後1年を経過するまでの間、原則として、売却することはできません。また、株式交付規程に基づき、株式報酬の交付対象役員に非違行為等があった場合において、株式等の交付前の場合には交付をとりやめることとし、交付済の場合には役員に対して交付相当額の返還請求ができるものとしています。

（参考）中長期インセンティブ（株式報酬）の業績連動部分に係る業績条件

		連結ROE		
		10%未満	10%以上14%未満	14%以上
株主総利回り（TSR）VS JPX日経400（配当込み）	アウトパフォーム	業績連動係数 50%	業績連動係数 100%	業績連動係数 150%
	アンダーパフォーム	業績連動係数 0%	業績連動係数 50%	業績連動係数 100%

（株式報酬制度のイメージ）

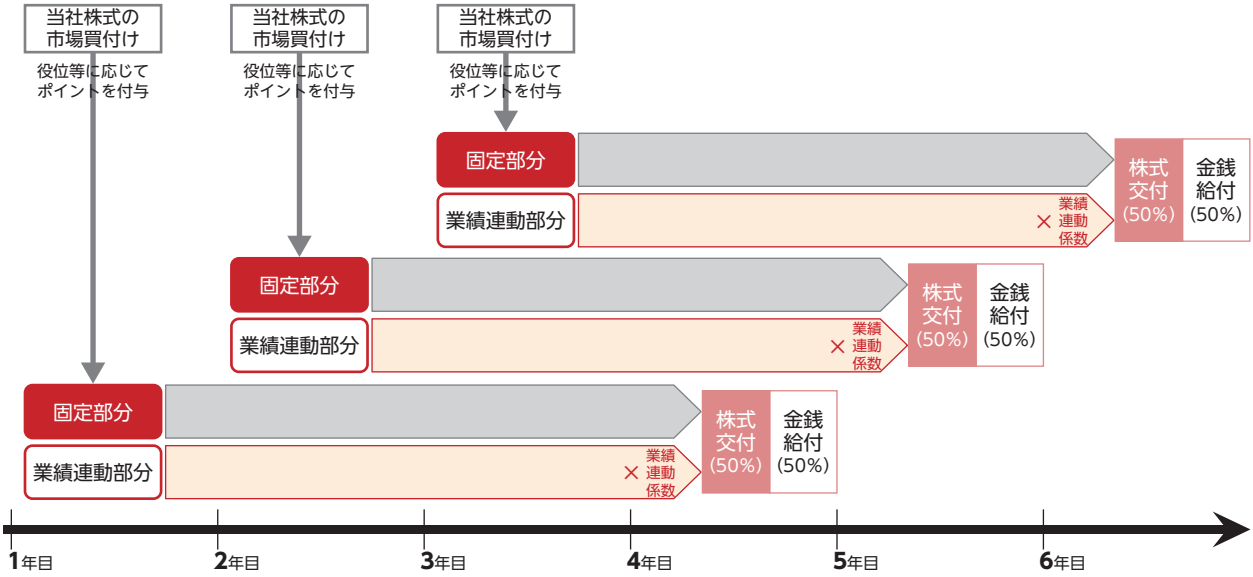

中長期インセンティブ（金銭報酬）は、中期経営計画2024において示す連結ROE及びサステナビリティ施策の達成度に応じ、執行役に対して支給します。

連結ROEに関しては、中期経営計画の最終年度の連結ROE及び中期経営計画期間中（３年間）の平均の連結ROEのうち、いずれかの連結ROEが15%以上となった場合に支給額が最大となり、いずれも15%未満となった場合には、毎期の連結ROEが10%以上であることを条件に、３年間の平均の連結ROEの数値に応じた額を支給します。各役員に対する支給額は連結ROEの数値と

役位に応じて決定いたします。
　これに加えて、中期経営計画2024において推進するサステナビリティ施策（市場メカニズムを活用したサステナビリティの推進、当社自身のカーボン・ニュートラルの実現、2030年に向けた証券市場の運営に係るカーボン・ニュートラルの実現等）について、中期経営計画2024終了時に計画を達成している場合には、上記の連結ROEの達成度によって算出されたインセンティブの金額に、グループCEOについては2倍、その他の執行役については1.5倍の係数を乗じて最終的なインセンティブの金額を算出いたします。

　なお、当社は指名委員会等設置会社であり、当社の役員報酬に関する透明性・客観性を確保することを目的とした法定の「報酬委員会」を設置しています。当社の報酬委員会は、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役を委員長としています。報酬委員会は、法令に基づき、役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定める権限、及び当該方針に基づき役員の個人別の報酬等の内容を決定する権限を有しており、当事業年度における当社の役員の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会において決議された上記方針に基づき、報酬委員会で適切に審議の上、決定しており、上記方針に沿うものであると判断しております。

2）執行役の報酬構成比率
　執行役の報酬は、基本報酬、年次インセンティブ（賞与）および中長期インセンティブで構成しています。
　2024年4月30日公表の業績予想を前提とした場合における執行役の報酬構成比率は以下のとおりです。

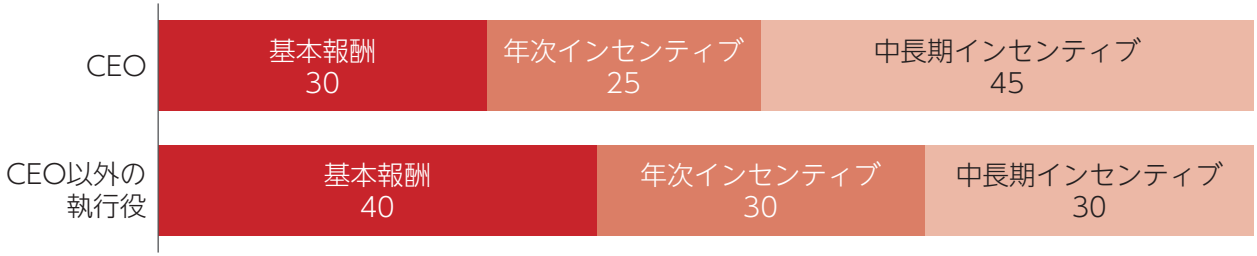

※株式報酬の業績連動係数を100%とし、中計達成度にかかる中長期インセンティブについては1年分を加算したと仮定した場合の割合

3. 取締役及び執行役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）						対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	年次インセンティブ	中長期インセンティブ				
		金銭報酬	金銭報酬（賞与）	株式報酬			金銭報酬（中計達成度）	
				固定部分	業績連動部分			
取締役（社外取締役を除く）	55	55	−	−	−		−	2
執行役	590	219	181	126	56		6	7
社外取締役	204	204	−	−	−		−	12

(注) 1. 取締役と執行役の兼務者については、取締役としての報酬は支払っておりません。

2. 執行役のうち、㈱東京証券取引所、㈱大阪取引所、㈱ＪＰＸ総研、㈱東京商品取引所及び㈱日本証券クリアリング機構のそれぞれの代表取締役との兼務者については、支給人員に含めておりません。

3. 上表には2023年6月16日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社外取締役を除く）1名および社外取締役2名を含んでおります。

4. 社外取締役は、基本報酬から役員持株会を通じて当社株式を購入するものとしています。

5. 賞与については、当期利益に比例する額等を支給しており、当期利益が100億円未満となった場合には支給いたしません。当期における当期利益の実績は60,822百万円です。

6. 株式報酬の業績連動部分に係る指標について、連結ROEについては10%以上及び14%以上という二段階の目標を設けており、達成状況により業績連動係数が変動します。また、TSRについては当社株式の株主総利回りがJPX日経インデックス400（配当込み指数）の成長率をアウトパフォームすることを目標としています。上記の株式報酬の額は2020年度から2023年度に係る株式報酬のうち、当事業年度に費用計上した額です。このうち、2020年度に付与した株式報酬に係る指標は、連結ROEが14.7%となり、TSRは当社株式の3年間の株主総利回りがJPX日経インデックス400（配当込み指数）の同期間における成長率をアンダーパフォームしたことから、業績連動係数は100%となりました。

7. 中計達成度に係る金銭報酬については、2024年3月31日をもって退任する執行役に対して、在任期間に応じた金額を支給します。当中期経営計画における在任期間において、連結ROEが15%以上となった場合に連結ROEに基づく支給額が最大となります。2023年度における連結ROEは19.0%であったことから、支給額は最大となりました。これに加え、当中期経営計画において推進する各サステナビリティ施策について、2023年度においてはいずれの施策についても順調に進捗していたことから、これによる加算を行っております。

8. 賞与、株式報酬の業績連動部分及び中計達成度に係る金銭報酬が会社法施行規則の定める「業績連動報酬等」に、株式報酬が同規則の定める「非金銭報酬等」に、それぞれ該当いたします。

Ⅳ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、金融商品取引所グループとしての財務の健全性、清算機関としてのリスクへの備え、当社市場の競争力強化に向けた投資機会等を踏まえた内部留保の重要性に留意しつつ、業績に応じた配当を実施することを基本とし、具体的には、配当性向を60%程度とすることを目標とします。

なお、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨定款に定めております。

当事業年度末(2024年3月31日)を基準日とする配当金は、上記方針及び当事業年度の業績を踏まえたうえで普通配当を1株当たり40円といたします。また、当年度の連結業績は、中期経営計画2024（2022年度-2024年度）において定めた経営財務数値（営業収益1,470億円、親会社の所有者に帰属する当期利益530億円、ROE15%以上）を達成するとともに、連結業績は過去最高となりました。つきましては、株主の皆様のご支援に対し感謝の意を表するため、１株当たり20円の特別配当を実施いたします。したがって、期末配当は1株当たり60円となります。その結果、年間の配当金は、中間配当金（基準日：2023年9月30日）31円と合わせ、1株当たり91円（特別配当20円を含む。）、配当性向は77.8%となります。

Ⅴ 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針や買収への対抗措置（買収防衛策）については、特に定めておりません。ただし、当社株式等の一定数以上の取得・保有については、次のような法律による規制があります。

ご参考 **関係条文抜粋**

①金融商品取引法第103条の2第1項

何人も、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「保有基準割合」という。）以上の数の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

②金融商品取引法第106条の14第1項

何人も、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は商品取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

③金融商品取引法第106条の17第1項

地方公共団体等は、第百六条の十四第一項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けて、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

◎ **本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については、四捨五入しております。**

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金額
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	128,019
営業債権及びその他の債権	19,550
清算引受資産	70,741,262
清算参加者預託金特定資産	9,490,971
信認金特定資産	620
未収法人所得税	7,374
その他の金融資産	110,810
その他の流動資産	2,619
流動資産合計	**80,501,228**
非流動資産	
有形固定資産	13,199
のれん	71,184
無形資産	32,768
退職給付に係る資産	791
持分法で会計処理されている投資	19,619
違約損失積立金特定資産	27,948
その他の金融資産	3,449
その他の非流動資産	5,897
繰延税金資産	6,539
非流動資産合計	**181,398**
資産合計	**80,682,627**

科　目	金額
負債及び資本	
負債	
流動負債	
営業債務及びその他の債務	4,233
社債及び借入金	32,500
清算引受負債	70,741,262
清算参加者預託金	9,490,971
信認金	620
取引参加者保証金	8,885
未払法人所得税等	17,143
その他の流動負債	14,165
流動負債合計	**80,309,783**
非流動負債	
社債及び借入金	19,980
退職給付に係る負債	8,462
その他の非流動負債	5,834
非流動負債合計	**34,277**
負債合計	**80,344,060**
資本	
資本金	11,500
資本剰余金	38,840
自己株式	△3,839
その他の資本の構成要素	522
利益剰余金	281,336
親会社の所有者に帰属する持分合計	328,359
非支配持分	10,206
資本合計	**338,566**
負債及び資本合計	**80,682,627**

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額
収益	
営業収益	152,871
その他の収益	4,932
収益計	**157,804**
費用	
営業費用	71,554
その他の費用	233
費用計	**71,787**
持分法による投資利益	1,427
営業利益	**87,444**
金融収益	69
金融費用	108
税引前利益	**87,404**
法人所得税費用	25,451
当期利益	**61,953**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	60,822
非支配持分	1,131

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金額
資産の部	
流動資産	**74,217**
現金及び預金	61,083
営業未収入金	10
前払費用	123
その他	12,999
固定資産	**140,867**
有形固定資産	**24**
建物	2
車両運搬具	6
工具、器具及び備品	15
無形固定資産	**426**
商標権	4
ソフトウエア	413
その他	9
投資その他の資産	**140,415**
投資有価証券	1,077
関係会社株式	124,855
関係会社出資金	3,000
長期前払費用	0
前払年金費用	109
繰延税金資産	643
違約損失積立金特定資産	10,580
その他	149
資産合計	**215,084**

科　目	金額
負債の部	
流動負債	**87,973**
営業未払金	218
短期借入金	32,500
関係会社短期借入金	53,000
未払金	185
未払費用	375
預り金	417
前受収益	0
賞与引当金	573
役員賞与引当金	204
その他	497
固定負債	**21,985**
社債	20,000
退職給付引当金	131
株式給付引当金	1,854
負債合計	**109,959**
純資産の部	
株主資本	**105,305**
資本金	**11,500**
資本剰余金	**3,000**
資本準備金	3,000
利益剰余金	**94,644**
その他利益剰余金	94,644
別途積立金	5,302
繰越利益剰余金	89,342
自己株式	**△3,839**
評価・換算差額等	**△180**
その他有価証券評価差額金	**△180**
純資産合計	**105,125**
負債純資産合計	**215,084**

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
営業収益		**49,758**
経営管理料	9,258	
関係会社受取配当金	40,042	
その他	457	
営業費用		**7,861**
営業利益		**41,896**
営業外収益		**342**
受取利息	2	
受取配当金	315	
その他	24	
営業外費用		**83**
支払利息	9	
社債利息	71	
その他	2	
経常利益		**42,155**
特別損失		**345**
投資有価証券評価損	345	
税引前当期純利益		**41,809**
法人税、住民税及び事業税	858	
法人税等調整額	△143	
当期純利益		**41,094**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 日本取引所グループ
　取締役会御中

2024年5月8日

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　飯塚　智

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山本道之

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　男澤江利子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本取引所グループの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社日本取引所グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 日本取引所グループ
　取締役会御中

2024年5月8日

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　飯塚　智

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山本道之

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　男澤江利子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本取引所グループの2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について監視及び検証するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するなど、監査委員会が定めた監査委員会監査規則に準拠して、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月９日

株式会社日本取引所グループ　監査委員会

監査委員（委員長）　森　　公　高　㊞

監査委員　大　田　弘　子　㊞

監査委員　幸　田　真　音　㊞

監査委員　松　本　光　弘　㊞

監査委員（常勤）　鈴　木　康　史　㊞

(注) 監査委員森公高、大田弘子、幸田真音及び松本光弘は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　　場	**ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール** 東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目1番1号 TEL（03）3667-1111（代表）
開催日時	**2024年6月19日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）**
交通機関のご案内	東京メトロ 半蔵門線　「水天宮前」駅下車 4番出口直結 東京メトロ 日比谷線　「人形町」駅下車 A2出口より徒歩約7分 都営地下鉄 浅 草 線　「人形町」駅下車 A3出口より徒歩約9分

最寄り駅から会場までのアクセス



お願い　駐車場はご利用いただけません。公共交通機関をご利用ください。

・株主の皆様に限定してご活用いただけるインターネットによるライブ配信を予定しております。
・株主総会のお土産のご用意はございません。

IRウェブページ及びメール配信サービスのご案内

株主・投資家の皆様に、当社の決算やIRイベントの情報をはじめ、より詳細な当社の情報をご案内するため、当社ウェブサイト内に「株主・投資家情報（IR）」ページを開設しております。また、IRメール配信サービスにご登録いただきますと、IR関連の最新情報を電子メールでお届けいたします。

株式会社 日本取引所グループ

VEGETABLE OIL INK　UD FONT